

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表八(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1					
	本たる所 又事在 は務主所	国 名 又 は 地 域 名	2				
		所 在 地	3				
	主 たる 事 業	4					
	発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	5	%	%	%	%	
	発 行 済 株 式 等 の 通 算 保 有 割 合	6	%	%	%	%	
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	支 払 義 務 確 定 日	7	・	・	・	・	
	支 払 義 務 確 定 日 まで の 保 有 期 間	8					
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額	9	() 円	() 円	() 円	() 円	
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	() 円	() 円	() 円	() 円	
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無	
	益等 金の 不 算 入 の 計 算 の 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無
	損当 金等 算入 額 の 計 算 上 損 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額	(9)の元本である株式又は出資の総数 又は総額につき外国子会社により 支払われた剰余金の配当等の額	13	() 円	() 円	() 円	() 円
		(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	14	() 円	() 円	() 円	() 円
	損 金 算 入 対 応 受 取 配 当 等 の 額	(9) × $\frac{(14)}{(13)}$	15	() 円	() 円	() 円	() 円
	益 金 不 算 入 の 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当 等 の 額	(9) 又は (15)	16	() 円	() 円	() 円	() 円
	(16) に対応する外国源泉税等の額	(10) 又は $(10) \times \frac{(14)}{(13)}$	17	() 円	() 円	() 円	() 円
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額 に 係 る 費 用 相 当 額	$(9) - (16) \times 5\%$	18				
	法第23条の2の規定により益金不算入とされる 剰 余 金 の 配 当 等 の 額	$(9) - (16) - (18)$	19				
	措 置 法 第 66 条 の 8 第 2 項 又 は 第 8 項 の 規 定 に よ り 益 金 不 算 入 と さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額	(別表十七(三の七)「23」+「24」)	20				
	(16)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規 定により益金不算入とされる損金算入配当等の額	(別表十七(三の七)「25」)	21				
(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額	$(19) + (20) + (21)$	22					
法第39条の2の規定により損金不算入とされる 外 国 源 泉 税 等 の 額	$(10) - (17)$	23					
(23)のうち措置法第66条の8第14項の規定により 損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額	(別表十七(三の七)「28」)	24					
(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額	$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25					
益 金 不 算 入 と さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計	(22)欄の合計	26				円	
損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計	(25)欄の合計	27					